

「何れの地方に於ても已に廢藩の當時より良醫の缺乏を告げ、牧民の職に在るもの殊にこれを補ふの必要を感じれば、都下の醫師を聘して病院を設置する一時の風潮となり、十年の頃には殆んど病院なきの府縣なく、院長の撰擇招聘を衛生局に請求するものひきもきらざる有様なりき。」

と述べてゐることに従つても、此の頃に於ける地方病院設立の状態を覗ひ知ることが出来るが、試みに『内務省衛生局年報』に依つて之を見るに、明治八年に於ける病院數は、官・公・私合して五九院を數へ、翌九年には、官立七、公立六四、私立三五、合計一〇六院となつてをり、以後年々増加の一途を辿つてゐる。⁽²⁾ (詳細下巻各説第)。

又此の期に於ける全國醫師數について見るに、明治六年に於いては漢方醫二三〇一五人、洋方醫五二四七人、合計二八、二六二人であり、同八年七月より九年六月に至る醫師總數は二三、二八四人となつて、一時減少してゐるが、同九年七月より同十年六月までの數は三一、二六八人と、大いに増加してゐる。⁽³⁾ (詳細下巻各説第)。

かくの如き醫療機關の増加に依つて、一般社會の醫療方面は著しく進歩し、漸く醫療が社會に滲透せんとするに至つたが然し、貧困病者に對する醫療保護の方面は、實に寥々たるものであつたことは前にも述べた如くであつて、我が國明治維新後相ついで設立された官公立病院は、其の設立の當初に於いてこそ一般庶民階級以上の人々の醫療を行ふ他に、貧困階級の醫療をも擔當することとし、病院設立の趣意、目的、使命として高らかに之を掲げ、又之に關する規則をも定めたとはいふものの、年の経過につれて空文に歸し、醫療保護機關としての所謂貧困者の施療機能を果すことは極めて稀なるに至つた。而して此の傾向は明治七、八年の頃より既に現はれ始め、十年以後愈々顯著となるに至つてゐる。

其の原因としては、種々數へ挙げられるであらうが、其の一、二、三について云へば、當時の官公立病院が一般醫療機關たると同時に施療機關であつたことに、其の根本的原因があつたものと云はざるを得ない。云ふまでもなく、當時の官公立病院は其の地方に於ける代表的醫療機關であり、其の診療に從事する醫師は外國醫か、又は泰西醫學醫術を習得し

たる新進の醫師であつた。従つて當時の此等の醫師は、其の地方に於ける唯一の名醫であり、又病院其のものの設備にしても、之に優るべきものは存在しなかつたのである。斯くの如く當時の官公立病院は、其の設備に於いて内容に於いて代表的醫療機關であつたから、中等階級以上の人々が率先之を利用するに至つたことは自然であつて、中等以上の人々の醫療機關になり終らんとする因子が、已に茲にはらまれてゐたといはねばならない。一方其の後に於ける開業醫の進出は、此等公立病院より中等階級以上の人々を漸次吸收するに至つたので、その結果、これまで經營を主として中等階級以上の診療に依り維持し來つた官公立病院は、漸次經營困難となるに至つたので、いやが上にも開業醫と相對して中等以上の人々の醫療を擔當することに専念せざるを得なくなつたのである。斯くの如く官公立病院それ自體に内蔵する資本主義的營利的な性格と外部からの影響とによつて、其の當初、貧困者施療を病院の持つ本來的使命乃至は目的の一つとして掲げ來つた各地の官公立病院は、其の性格を一變して、一般開業醫の經營する營利主義的病院と殆ど異なるところに至らんとしたのである。

官公立病院の性格斯くの如く變じつゝあつたが上に、開業醫の簇出と其の營利化は、貧困階級の醫療を更に貧困化するに至つた。即ち開業醫の簇出は、醫療の一般的普及と社會衛生等の進歩發達に大なる貢献をしたが、その反面に於いて開業醫の營利化、資本主義化は、貧困階級の醫療を次第に等閑視するに至つた。何となれば開業醫は自己の生活擁護の上から、中等以上の人々の醫療を擔當することが最も特策であり又、進んで開業醫の門戸に到つて醫療を受くる者も此等中等以上の人々であつて、貧困者に至つては、醫療を請はんとするも其の資力なきを以て其の儘放任するか、さなばは醫を仁術と信念とする醫師によつて僅に教療されたに過ぎなかつたのである。茲に於いてか、明治八、九年頃より官公立病院は施療機關として存續すべきものにして、中等以上の人々の診療を行ふべからずとする論議が勃然と興り、十年以後に於いては醫界に於ける大問題として縱談横議されるやうになつた。

- 註 (1) 長興專齋・松香私志(昭五、四版)五七頁
 (2) 内務省衛生局第一次年報
 (3)(4) 竹岡友仙・醫事集談(明四・九)三三頁
 (5) 内務省衛生局・衛生局第一第二報告 三九頁

公立病院の目的如何を中心として展開された前述の如き貧困者救療論については、次章に於いて詳述することとするが、斯かる時につて、全國衛生行政の最高機關たる内務省衛生局局長の地位にあつた長興專齋は、如何なる識見と抱負とを有して居つたであらうか。此のことについて些か述べるに、長興局長も亦貧困者を救療するの必要を夙に認め、而も病院本來の目的は貧困者の施療を主として掌るべきものとし、我が國の病院をして、其の本來の目的に還元せしめんとする意圖を有して居つたのであつて、此のことは、彼の『衛生意見書』の中に具現されてゐる。

即ち長興局長は、明治九年「衛生局創設以來施行する所と今後に期する所の大概」に關して『衛生意見書』なるものを提出して、我が國衛生事務及び衛生施設の刷新整備を圖らんとしたが、彼は其の冒頭に於いて衛生事務に二大別ありとした。一つは「醫師鍊鉢の勵奨督察醫藥の検査取締等深く衛生の根基を培養する」ところの「介達衛生法」であり、他の一つは「貧民の救療、流行傳染病の豫防、死生、婚嫁の統計、飲食料の検査、汚穢溝渠の洒掃等、直ちに人身の健康に害あるものを防除する」といふの「直達衛生法」(歐米の所謂衛生法)であるとなし、其の各々について施設すべき事項を、泰西諸國の斯制度を紹介しながら記述してゐるが、此の一衛生法の中「直達衛生法」の條に於いて、病院本來の目的について「公立私立の別なく皆貧困の患者を救済するを以て其目的となすべきもの」と說いてゐる。然るに我が國維新以來の病院は「管下の標準となりて醫術流派の得失を治療の實路に證し以て醫師を獎導し醫流を改正するを本爲の目

的」とし、傍ら「醫學の教育を兼攝」し、「貧民施療の事に至りては頗る缺如する所」あるに至つたのは「當時地方の情勢に於ては亦已むを得ざるもの」と述べて、筆者が既に説いた如く、當時の病院が貧困者の施療を目的の一つに掲げながら、之を次第に放棄するに至つたことを、止むを得ざる事情によるものであると認めてゐるのである。従つて茲に病院をして、其の本來の目的に立ち還らしむるの必要があるわけで、彼は「三四年來の實驗を以て之を證するに醫學の教育は到底一地方の能する所にあらざるが故に、病院の目的を轉じて之を貧民の施療に専らにし旁ら管下衛生の事を任ずるの愈れりと爲るに如かず」と述べ、更に泰西諸國に於ける區醫設置制度を參照して之を我が國にも實施して、貧困者の施療上に缺くるところからしむる必要あることを獻策してゐるのである。左に其の所説の全文を掲げて参考に供する」とする。

「(第一) (貧民施療)病院は公立私立の別なく皆貧困の患者を救済するを以て其目的となすべきものなれども本邦に在つては蓋其趣を異にするものあり維新以來病院の建設大に地方に行はれ即今に至ては毎縣幾んど病院あらざるものなし而して其病院たるや管下の標準となりて醫術流派の得失を治療の實路に證し以て醫師を獎導し醫流を改正するを本爲の目的とす旁ら醫學の教育を兼攝す貧民施療の事に至りては頗る缺如する所ありと雖も當時地方の情勢に於ては亦已むを得ざるものあり然りと雖も三四年來の實驗を以て之を證するに醫學の教育は到底一地方の能する所にあらざるが故別に論病院の目的を轉じて之を貧民の施療に専らにし旁ら管下衛生の事を任ずるの愈れりと爲るに如かず米國の華盛頓府に於ては市内を四區に分別し各區に一人の府醫を置き之に數名の助手を屬し各區を分掌せしむ蓋し各區に病院を建設するは費用を要すること寡からざるを以て此方を設くと云ふしく折衷するものなり又波士頓府に於ては衛生局管下に一人の府醫を置き之に數名の助手を屬し各區を分掌せしむ蓋し各區に病院を建設

し病院に於て其緩急を度りて醫師を派出し救療せしめなば濟恤の趣意都鄙に普及し遺す所なかるべし然るときは一縣一廳の病院を以て救濟の目的を達し醫學教育分院建築等の費用を以て各區の俊秀子弟を募り之を真正の醫學校に送り卒業の後各區の醫學を命ぜば僻邑寒村と雖も昔く良醫を得其學識を以て該地人民健病の因由を了察して衛生の方法を考察し地方官に於ては大に其費用を減じて必然の功利を占め民力を徒費するの奢靡を免るゝに庶幾らんか。」斯くの如く衛生行政の権機を掌握した長興局長にして、既に病院本來の目的が貧困者の施療にあることを認め、之を其の本來の目的に還元せしめんとしてゐる程であるから、其の後官公立病院を中心として貧困者救療問題が一つの輿論となるに至つたのも亦自然の趨勢であつたのである。

- 註
 (1) 金杉英五郎・醫制五十年史(大一四・一、再版)二三三一四三頁
 (2) 同 二三三頁
 (3) 同 二四〇一一页

三 開業醫制度の確立と醫療保護の貧困化

明治元年以來、新政府の泰西醫學、醫育及び醫療制度に對する勸奨と數次の法的整備に因つて醸成されつゝあつた開業醫制度が、明治七年八月十八日の醫制發布により、始めて確實なる根基を有つに至つた所以に就いては既に述べたところである。然しそれ、斯かる制度は此の時に突如として現はれたものではなくして、其の確立への道は既に維新前封建的社會體制に於ける内在的發展に依つて準備されつゝあつたことを看過するわけにはゆかない。

政權が王朝政治から武門政治へと轉移したのは、源賴朝の鎌倉幕府開創以来のことであつて、賴朝の幕府創立により、三競的中央集權から封建的地方分權へと推移し、茲に封建的社會體制が確立され、徳川家康後數代の間に於いて、徳川の封建社會體制が形成されるに至つた。此の封建社會體制下に在つて、醫療制度は多分に王朝的性格を殘存してゐたが、

他方に於いては、近世的自由開業醫制度への傾向を不妙有つてゐたのである。否、此の封建社會體制下に在つて、近世醫制への母體となるべきものが育成されつゝあつたのである。而も斯かる傾向は、既に王朝時代に其の萌芽を見、鎌倉以後漸次成長しつゝあつたが、徳川の封建的社會體制に依つて明かなる形體を有することとなつた。

封建的社會體制下に在つては、全國を各藩に分割して夫々自治獨立的政治を行ひ、此等諸藩の政治の中心たる封建諸侯はもとより、之を圍繞する武士階級の多くは、夫々自己の權勢擁護の必要上、自己の健康保全と子孫の繁榮を計るために、競うて巷間の良醫を需めて一定の食祿を以て召し抱へるに至つた。これが所謂「奥醫師」又は「御抱へ醫師」等と稱されたものであるが、封建勢力が斯くの如き有様であつたから、大寶令に依つて確立せられ、時に隆替あつたといへ、王朝政治覆滅まで行はれた醫療國營制度は廢滅に歸し、醫師は獨立せる自由職業に分化せんとする傾向を駆致したのである。而して此の傾向は、徳川封建的體制の確立と共に愈々顯著となるに至つた。即ち、地方商業の異常なる殷賑に伴ひ全國各地に城下を中心とする都市、所謂「城下町」を發達せしめ、其の結果は町人階級の勃興を促すに至り、其の有する經濟的勢力は、町人をして從來武家及び少數の貴族に獨占されてゐた醫療を要求せしめることとなつた。斯かる要求に應じて發生したのが民間開業醫であつて、是まで貴族、武家等に從屬して醫療を擔當してゐた醫師は、其の生活は所謂あてがひ扶持によつて保障されてゐたのであつたが、茲に新に商人勢力の勃興に伴つて發生を見るに至つた民間開業醫は、自らの診療による報酬を以てその生計を維持しなければならぬ自由職業家として、社會に新なる位置を占むることとなつた。⁽¹⁾ 其の結果、醫業は資本主義となり、營利的となり、企業化するの基礎が與へられるに至つたわけであるが、此の民間開業醫の發生こそ、現代自由開業醫の草分であり、開祖をなしたものではあるといはれてゐる。⁽²⁾ 斯かる見解は夙に識者の説いてゐるところであるが、斯くして發生した民間開業醫制度は、維新後元年十一月の布告、其の他に依り漸次其の基礎を固め、遂に明治七年八月の醫制に依り法的に確固たる業權を掌握するに至り、爾來約三十

有餘年間、開業醫の黃金時代を現出せしむることとなつたのである。醫制と開業醫制度に就いては、既に第二節第四項に於いて闡説した所であるから再説を要しないが、斯くして資本主義的開業醫は繁榮の一路を辿り、我が國の醫療は、専ら此等開業醫の掌るところとなつたのである。其の結果、醫療は獨占的となり、一般庶民階級の手より脱せんとする形勢を示し、軽て醫療は一部富有階級の爲めの存在たるに至るべき素地を形成したのである。醫療の狀態かゝる景況を展開しつゝあつた時に當り、明治十年西南の役が勃發したのであるが、然し此が間もなく終結するや、茲に次に来るべき社會不安を一掃して、一般社會諸制度の施設と相俟つて、貧困者に對する醫療の途、換言すれば救療施設の問題が新なる問題として社會の前面に押し出されて來たのである。斯くて、明治十年を境として救療問題が俎上され、醫療保護制度の設定が社會的要望として痛感されるに至り、時代は第一期に入ることとなつたのである。

註

(1) 山崎佐・醫業と社會との交渉(昭九・三)一一九頁

黒川泰一・保健政策と産業組合(昭一四・一)六二一六五頁

吉積泰稿・本邦醫療の變遷小史(「保健醫事衛生 第二卷 第三號(昭一四・五)二八一九頁」)

(2) 前掲保健政策と産業組合 六五頁

前掲本邦醫療の變遷小史(二九頁)

第三章 醫療保護事業の建設時代

第一節 建設期に於ける國民生活と醫療保護事業

一 維新改革後の經濟狀態と醫療保護事業の概要

明治維新による政治經濟社會制度の革新は、明治十年西南の役の鎮定を劃期として一應終結し、新なる段階に入つた。即ち維新以來相次いで斷行された改革は、幾多の困亂と社會不安とを惹起したが、西南の役後政府の基礎漸く確立し、社會も亦安定の氣を呈し、明治二十七年日清戰役の勃發するまで、概して之を云へば、不安動搖の跡を承けて、それが整理發展の時代に入つたと云ふことが出來よう。

醫療制度について之を云へば、明治元年以降九年迄の期間に執られた諸種の方策も、此の期間に於いては未だ試驗時代或は萌芽時代を脱せずして、其の効果實績の見るべき域に到達しなかつたと觀られるのである。其の結果が社會の表面に現はれて來るまでには、少くとも之を明治十年以後の此の期間に待たねばならなかつた。明治初期に在つては、次の時代に於いて進歩發展し、若しくは萎微衰頹する素因をはらみつゝ經過したに過ぎず、其の成長乃至後退は、次の期間に之を見ることとなつたのである。果して然ならば、我が明治醫療保護事業史に於いて、此の時代は如何なる時期であつたかと云ふに、それは正に整理に伴ふ建設の時代であつたと言ふことが出來よう。而して此の整理建設の背後には、貧窮民の發生増大といふ好ましからざる社會經濟事情があつたのであり、又此の整理建設は、我が國醫學の進歩したることと泰西醫療制度に對する再検討が行はれたこととに依つて齎らされたものであつた。

第一節 建設期に於ける國民生活と醫療保護事業

六七

蓋し、明治元年、政府を始め民間有識者の努力に依つて我が國醫療制度に大變革が遂行され、新なる醫療制度が樹立されたのであつたが、然し之を醫療保護制度の立場から見れば、醫療制度其のものゝ中に不備なるものを藏してゐたと云はざるを得ない。それは即ち貧困者に對する醫療保護の施策を看過したことであつて、此の方面に全然無關心に非ずして少からず意を注いだことは認められるが、之を結果から見る時には、いはゞ景品的な施策たるに過ぎなかつたと稱することが出來よう。何となれば、維新以來相次いで斷行された變革は、幾多の貧窮民を發生せしめるに至つたが、斯かる變革に依つて發生を見るに至つた貧困者に對しては、單に生活費を給付するといふが如き救恤的保護に止まらず、醫療上より之を積極的に保護救済するの施策、即ち統一ある醫療保護制度の樹立の必要があつたのである。然しながら明治初期、筆者の所謂醫療保護事業建設時代の前半に於いては、積極的に之に染指することを得ず、亦其の必要も未だ世論として一般化するに至らなかつた。此が必要については、前期の後半なる明治七、八年頃に及んで漸く現はれ始め、明治十年以後次第に顯著となるに至つてゐる。而して斯くの如き傾向は、明治十年前後に於いて行はれた通貨膨脹政策に依つて間接的に招來されたものであつた。

前章に於いて述べた如く、官公立病院の目的變移と開業醫の營利化資本主義化とは、此の十年前後の通貨膨脹に伴つて米價及び一般物價の著しき騰貴を來した結果、十年以後愈々顯著に現はれるに至つた。他方此の十年前後の通貨膨脹は、當時全國人口の八割を占むる農民の一時的景氣を招來し、ひいてはその購買力を高めた結果、一部商工業人を利せしめるに至つたが、此等の者を除く外は愈々窮乏に陥らしめられるに至つた。而して斯かる通貨膨脹は、我が國財政の破綻、輸入超過、正貨の流失等を續出せしめ、國家財政上一大危機に直面したので、次いで明治十四年より十八年に亘つて不換紙幣の整理を斷行することとなつて、通貨收縮政策を敢行した爲め急激に物貨下落の現象を來し、未曾有の不景氣を招來せしめたのである。其の結果は農民といはず、商工民といはず、士族といはず等しく窮困に陥り、無數の窮

民を生ぜしめたのである。斯くの如く國民の經濟生活が窮困化して貧困者を増大せしめつゝあつた時に當り、流行病相次ぐに至つたので、貧窮民の痛苦察するに餘りあるものがあつたのである。従つて斯かる情勢の下に於いて貧困者に對する醫療施策、換言すれば施藥救療の醫療保護施策樹立の必要が痛切に要求されるのも當然で、事實其の要求が現はれるに至つたのである。されば此の要求に應すべく、明治十年以後十八年頃の間に、貧困者に對する醫療保護の方策として施療病院設置論が擡頭し、之に伴ひ貧困者に對する醫療保護機關として公私の病院が設立されるに至つてをり、尙ほ又各府縣に於いては貧民救療規則を、相次いで夫々制定公布してゐる事實を見るのである。

其の後十九年頃に至るに及び、通貨收縮政策その効を奏し、國內の經濟状態は漸く立直り始め、漸次好轉するに至つたが、十四年以來の經濟恐慌の波は依然として二十六年頃まで或は高く或は低く國民の經濟生活に影響したから、貧困者に對する醫療受給の途は尙ほ忽せにすべからざるものあつたが爲め、夫々施設されたことも尠くない。

斯ぐの如く明治十年乃至二十六年に亘る期間は、紹興の變革に際して新舊の醫病保護が策を修正しながら進歩を發展せしめた時代であつた。今之を明治十一—十八年と、明治十九—二十六年の二期に大別して觀れば、前期に於いては頗る積極的であつて、之を例へば、一般醫療保護制度の制定、特殊醫療法等の制定がその主流をなした。然るに後期に於いては、同じく醫療保護事業の建設期でありながらも、消極的性質のものであつて、例へば前半期に於ける制度施策の整理、完成といふが如きことが其の主潮をなしてゐる。

いて、下層階級者殊に産業労働者の健康保護の爲めの疾病保険制度を實施するの必要が説かれるに至つてゐることも共に注意に値ひすることであつて、此等の詳細は後述することとする。

二 醫療保護施設制度發達の必然性

其の當初、施設施療を病院の持つ使命の一つとして官公立病院が設立されたにも拘らず、何時の程にか其の性質を一變し、明治八、九年頃より貧困者救療のことは殆んど看却され、主として中等階級以上の人々の一般醫療機關に變移しつゝあつたことは、前章に於いて述べた通りである。されば『衛生局第一報告』をして

「本邦ノ病院ハ大ニ歐米諸國ト其實況ヲ殊ニシ専ラ中等以上士民ノ就テ治療ヲ托スル所トナレリ蓋シ本邦病院ノ設ケハ陸軍軍醫總監松本順文久元年（西暦一千八百六十一年）中幕府ノ命ニ因テ長崎ニ趣キ和蘭人ドクトル朋百ニ就テ醫學ヲ修習スルノ際幕府ニ請求シテ治療所ヲ設立セリ是レヲ病院ノ創始トス是時ニ當テ西洋醫學ニ從事スルノ徒笈ヲ負フテ遠ク本院ニ赴ク頗ル多ク且ツ近隣ノ上等士民就テ治療ヲ乞フ者亦漸ク夥キヲ以テ貧窶ノ患者ヲ救濟スルノ暇アル「ナシ既ニシテ維新以來諸府縣ニ於テ病院ヲ設立スルニ至リ院長ハ之ヲ都府ニ招聘シ管内ノ良手ハ舉テ病院ニ從事セシム故ニ院長ハ宛ミ其府縣内第一ノ國手ニシテ充分ノ教育ヲ受ケ夥多ノ經驗ヲ有スル者トス是ヲ以テ病院ノ體裁自然ニ上等人民ノ患者及ヒ他ノ醫師ノ手ヲ束ネタル難症痼患ヲ治療スルニ於テ最モ必須タルノ勢力ヲ釀成ス而シテ其施術ノ實績ヲ奏スル亦良カニ管下ノ醫師ニ超越スルヲ以テ間接ニ衆醫ヲ獎勵シテ其業術ヲ精第セシメ隨テ後進ヲ誘導シ適當ナル學科ヲ踐履セシメ傍ラ幾分カ其地方衛生ノ事務及ヒ醫學教育ノ責任ヲ負担スルニ至レリ是ヲ以テ貧困ノ患者ヲ治療スルハ全ク其緒餘ニ係ラサル能ハス是レ即チ今日本邦病院ヲ以テ歐米諸州ト同一視ス可ラサル所以ノモノナリ」

と云はしめてゐる如く、諸外國と趣を異にして全く中等階級以上の醫療機關として存在するに至つた。既に當時の官公立病院の存在、斯くの如き状態であり、而も貧困者日に増大するの社會經濟状態にあつたから、貧窮疾病者に對する醫

療保護機關の必要が論議されるに至るもの亦自然の趨勢であつた。

此の時代に於ける貧困者に對する醫療保護機關の量的考察を爲すことは、隆替常ならざるを以て不可能であるが、大量的に發生した貧困者に對比して極めて貧弱なるものであつた。されば、明治二十四年三月、我が國に來朝したる英國醫事新誌主宰のドクトル・アーネスト・ハートをして、同年四月二十六日、大阪に於ける交驩歡迎會の席上「日本に於ける醫學教育の改良及び貧病院設立の必要に就いて」と題せしめ、我が國當時に於ける醫療保護機關の貧困さを取て云はしむるに至つた程である。ハート博士は、其の講演に於いて、醫療保護機關を設立するの必要を痛論し、我が國醫家並びに一般識者の騒起を促すや切なるものがあつた。今暫く之を『東京醫事新誌』の記載について見るに

「○上余は終に臨み醫師諸君の媒介を経て一般公衆に訴へんとする一事あり日本に於ては貧病人の爲に大に病院を設くるの緊急必要あり廣く全世界を通觀するに人口に應して貧病人に入るべき病院の極めて少なき國は日本を除く外他に其類あらざるなり看よ倫敦に在る諸病院に於る貧病人の爲めに設置しある寢臺の數を合算すれば無慮一萬一千個あり（筆記者曰く語を換へて云へば倫敦に於ける諸病院を合すれば一萬一千人の貧病人を入れ得べきなり）亞米利加諸府に於ても貧病人の爲めに設置したる病院の寢臺の數は其の比例倫敦に於ると同様なり支那は世界に於て最も早く貧病人の爲に病院を設置したる國の一なり日本に於ては有福の人は既に病院の價値を知りて之を利用しつゝあるは疑ふへからざる事實なり私立病院の多數なるは其確證とす安樂なる居宅に起居して上等の醫師を招き得る有福なる人か有益なり便利なりとする病院は不潔なる小屋に居住し病氣に罹るも適當なる醫療を受くること能はざる貧民の爲には一層必要なりとす今や日本に設立しある數多の病院は患者よりの收入金か然らされば政府の支出金を以て維持するものにて既に有志者の義捐金を以て設立維持しつゝある病院は東京の二病院即ち赤十字社病院と慈善病院とを除くの外は他に之あるを知らす昔は日本に於ても有福の人例之大名の如きは大金を捐て神社佛閣を建立し將軍の爲めには城郭を

築き又は壯嚴なる墓碑を立てたる等の事蹟あり今日の日本に於ては斯の如き工事の爲に大金を捐つるの必要なれば其代り有福なる人民は其の金額の多分を捐て公衆の利益を圖らざるへからざるは知れ切たる義務ならずや倫敦の諸病院は一として悉皆人民各個の慈惠的捐金を以て設立維持せざるはなく我々は只の一錢たに國庫金を仰がさるなり而して諸病院其他種々の慈惠所（筆記者曰く貧院孤兒院等を指す）に屬する財産の總額は一億「ステルリング」（筆記者曰く一「ステルリング」は凡そ吾邦の金六圓に當るならん）にして一個年の收入金は四百萬「ステルリング」あり此等は皆人民の義捐に係るものなり今や日本に於て有福なる人々其他中等の活計を立つる人々は貧病人を救助する爲め幾分の金額を捐て大に貧病院を設立するの時期既に至れりと思ふなり東京に於ては 皇后宮陛下の仁慈に深き御心より二の貧病院を設立維持するため大金を下賜あらせられたるにあらず余は斯く仁慈なる美例か速に日本全國に普及せんことを希望して止まさるものなり元來日本の人民は忠實にして深く帝室を尊敬し又懇切にして人倫に戻らす故に 皇后宮陛下が擧げ給ひたる美例を其心に感銘するに怠らざるべし

余は長き演説を爲したり余は諸君の退屈を恐る而して余は今夕の演説が全く無益に屬せずして醫學教育進歩の一助とならんことを希望し且つ我道か貧病人に與ふる利益の程度を増進せんことを希望す而して余は特に余の言語の反響か捐金を爲し得べき有福なる人々の耳朶に達し貧病人の疾苦を救ふために大に病院を起すの必要を感せしめ其財義の紐を緩め應分の恩恵を施されんことを希望す。略」

ト。ハート博士をして斯く云はしめるに至つたのは其の設立の當初、唯一最大の代表的醫療保護機關であつた官公立病院が、其の目的を轉移し、病院としての性格を變するに至つたことに第一の原因があるものと觀られるが、尙ほ此の外前章第五節に於いて述べたが如き種々の原因があつたのである。從つて貧困者を對象とする醫療保護機關の貧困化を匡救する爲めの種々の主張が、此の第二期なる發展時代に於いて各方面から論議されるに至つてゐるが、其の中心は官公

立病院に關するものであつた。先づ開業醫側よりは、官公立病院は其の設立當初の性格乃至は泰西諸國に於ける公立病院の如く醫療保護機關たるべきものなることが稱へられるに至つてゐる。而して此の主張の蔭には、官公立病院が専ら中等以上の診療を事とするに至つたが爲め、一般開業醫の生活が脅威を受くることとなつたといふ生活問題が存してゐた。又他の主張は一般人士よりなされたものであるが、官公立病院の恩惠に浴する者は、病院所在の近接地に在住する者のみに限らるゝを以て、開業醫の簇出を見るに至つた今日に於いては、最早や之を存置するの必要なしとし、官公立病院無用論が高唱される一方、若し存續するものとすれば、其の創設時に於いて目的の一つとして掲げたる貧困者の醫療に、すべてを盡すべき」とが稱へられるに至つてゐる。尙ほ此の外、色々の觀點から種々の主張が爲されてゐるが、其の一々に就いては次節に述べることとする。

註 (1) 内務省衛生局衛生局・第一第二報告(明一〇・一一〇・一五一六頁)
(2) 東京醫事新誌 第六八六號(明一四・五・一一〇・三三一四頁)

第二節 醫療保護機關必要論と其の設立運動

一 救療病院設立必要論の主張

貧困疾患者に對して、醫療保護機關を必要とする論は、明治十一年頃より一般に醫界の問題となり、二十年以後特に盛んにして、各方面より其の設立の急務が、或は新聞に、或は雑誌に於いて論議されるに至つてゐる。先づ官公立病院本來の目的は貧困者を施療するにありとして論ずるところを、明治十一年三月十日發行の『東京醫事新誌』論說欄所載の「施藥院設ケサル可ラサルノ論」にうかゞふこととする。⁽¹⁾

「顯官口ヲ閉ケハ、曰ク休養、曰ク保護、富人口ヲ閉ケバ、曰ク獨立、曰ク自由ト、余切ニ怪ム、休養保護ノ道立ツモ、

第二節 醫療保護機關必要論と其の設立運動

従ク貧人ヲシテ安シセシムル能ハス、獨立自由ノ權行ハル、モ亦窮人ヲシテ立タシムル能ハス、顧フニ今日ノ我國ハ二千年前ノ我國ニ非ス、禮典文物一ツトシテ備ハリ且ツ盡ナル、ナシ、然リ而シテ顯官ノ民ヲ厚ク、富人ノ公益ヲ興ス勤メタリト謂フト雖凡未タ曾テ我國ノ古代ノ如ク又歐米諸國ノ如ク施藥院ノ施設ナキニ一念ヲ注ガザルハ抑モ何ソヤ或ハ曰ハシ官立公立ノ病院業ニ已ニコレアリト然リト雖モ今ノ官立公立ノ諸病院ハ多クハ歐米ノ私立病院ト大ニ異ナル所ナシ而シテ富人ノ深ク謀ル所アルモ此ニ基ツカスシテソレ何事ヲ成ル「アラン其是非ノ如キ識者以テ如何トス」と論じてゐるが、當時に於ける我が國官公立病院の性格變移を痛論して餘りあるものである。

又同年七月二十五日發行の同誌上には、我が國古には、皇室の御仁慈に依り貧困者施療機關として施藥院が設立せられ、貧困者は之に依つて施療せられたるにも拘らず、維新以後百事更張し、醫事衛生のこと亦大いに備はるに至つたとはいふものゝ、貧困患者の保護救濟の施策に就いては、殆ど意を用ひることなきに至つたことを述べ、更に泰西諸國に於ける官公立病院が貧困者の施療機關として設立せられたるものと聞くに反し、我が國に於いては泰西病院制度等を採用摸倣したるにも拘らず、獨り貧困者施療の法を用ひずして一般の醫療にのみ從事しつゝあるは、其の目的を誤りたるものなることを、「官公立準的の疑問」と題して次の如く論難してゐる。⁽²⁾

「○上 往代我日本ニ於ケルモ上ハ 天皇陛下ヨリ下百官有司ニ至ルマテ衛生ノ道ニ心力ヲ竭サレタル「深クシテ至レ
リト謂フヘシ故ニ大同三年中詔ヲ下シ右衛門佐安倍真貞侍醫出雲廣貞等ヲシテ大同類聚方一百卷ヲ撰セシメ又施藥院ヲ設ケテ大ニ民人ノ疾苦ヲ救恤セラレタリ降リテ幕府執政ノ時ニ方リ小石川ニ施藥所ヲ置キテ四方ノ窮民ヲ治療セシメタルハ猶ホ其遺緒ヲ繹キテ然ルナリ然ルニ明治ノ聖ニ當リテハ醫事日ニ開ケ月ニ進ミ學校病院ノ營築アリテ生徒ヲ教育シ病者ヲ診察シ又衛生局ヲ立テ共同健康ノ保護法ヲ設立セラル等此ノ如キ醫事隆盛ノ時運ニ際シ我輩ノ一モ醫事ノ得失ヲ論辯スル「アルナシト雖凡獨リ羈ニ疑フ所アリ故ニ一言ヲ吐テ之ヲ江湖ニ質サントス抑モ歐米諸國ニ於ル病明辯ヲ垂示セラレヨ」

以上は官公立病院の貧困者施療機關として存立すべきを論辯したものであるが、更に開業醫が、其の生活維持擁護の立場から官公立病院の目的使命を云爲して、貧困者の施療のみを擔當すべきであるといふ主張も散見してゐる。開業醫の生活が果して當時如何なる程度であつたか、それを詳にする餘裕を持たないが、開業醫間に生活の困難が叫ばれ、其の結果、診察料增收の儀さへ稱へられたやうである。而して開業醫の生活脅威は物價の騰貴に因ること勿論であるが、主原因としては、官公立病院が半減乃至三分の一位の低額藥價を以て一般公衆の診療に當るが故に、患者は其の方面に吸收されるに至つたと云ふにあつたのである。此の間の消息を明治十一年十一月二十五日發行の『東京醫事新誌』は

「○上 略 昨今傳聞スル所ニ據レハ府内ノ開業醫ハ更ニ相會シテ診察料採收ノ義アリト○中 近時府内開業醫ノ喋々トシテ論スル所ヲ聞クニ開業醫ノ困難ハ現今ヲ以テ最モ甚シトスト我輩思フニ何等ノ原因ニ本ツキテ此ノ困難ノ出タル乎ヲ知ラスト雖凡設シ道路ノ說ヲシテ信ナラシメハ公立病院ニ於テ患者ヲ侍スルニ開業醫ノ收ムル所ノ半減藥價ヲ以テスルニアリト云ヘリ。○下 略」

と説いてゐる。蓋し當時通貨の膨張に依り物價の高騰を來してゐるから、開業醫の生活難を招來したことは想像に難くない。従つて、此が打開の策として、診察料を徵收して收入の増加を圖らんとするに至るのも自然の趨勢であるが、他方官公立病院に於ける一般民に對する醫療を廢止せしめることに依つて患者を彼等開業醫側に吸收することは生活難を打開する最も根本的な問題でもあるので、斯くて官公立病院に於ける一般診療を廢止せしめんとする論が擡頭するに至

つたものと觀られる。又東京の醫師富松閑雲なるものは「京立並ニ縣立病院ヲ論ス」と題して、次の如く論じてゐる。⁽⁴⁾

「現今我邦ノ府立病院縣立病院ト稱スルモノ海内ヲ舉テ無慮數十（抵ネ毎府縣各一院）其設置ノ地タル皆其府縣中ニ於テ最モ繁華ト唱フル所ノ場所ニ存在シ巨額ノ月給ヲ出シテ數多ノ醫員ヲ聘シ以テ病者ノ需メニ備フ其費用タル少々ニアラサル也而ノ此費用タル概シテ之レヲ論スレハ其管下人民ノ負擔スル所ニノ即チ地方稅ヲ以テ支辨スルモノナラサルハナシ是故ニ其目的タル亦其管下一般人ノ疾病ヲ治療スルニ在ラサルヲ得ス然リ而ノ此病院ノ利タル近傍僅々ノ人民ニ止マリ遠地ノ患者ニ益セス而ルモノ年々許多ノ金額ヲ拋擲ノ以テ彼ノ近地人民濟生ノ扶助ヲ爲ス是レヲ其正當ヲ得タルモノトセン乎故ニ曰ク府縣立病院ナルモノ名ハ管下一般人民ノ爲ミニシテ其實ハ決ノ然ラス而ノ其性質ノ不良ナル「如此矣若カス如是不良ノ病院ヲ廢毀シテ而ノ更ニ善良ノモノヲ設立セんニハト且ツ見ヨ今ノ府縣立病院ノアル所ハ概ネ繁華ノ地ナルヲ以テ隨テ開業ノ醫師多ク又隨テ練達ノ醫ニ乏シカラス之レカ病院ヲ覗クト雖モ病者藥シ能ハサルノ憾ヲ懷クモノアルナシ然ルニ田舎僻陬ノ地ニ至テハ之レニ反シテ開業醫ノ過少ナル夫ノ本免狀醫ノ如キハ寥々トメ曉天ノ晨星モ啻ナラス患者苦ヲ訴フルモ醫師來ラス非命ニシテ死スルモノ夫レ幾何ソヤ何ソ繁地人民ノ獨り幸ニノ僻地人民ノ不幸ナル如斯キヤ是レ他ナシ從來病院ノ設立其方法ヲ愈マリ醫師ノ分配其宜シキヲ得サルノ致ス所ナリ故ニ又曰ク此弊ヲ救ハント欲セハ宜シク醫師平均ノ方ヲ立ツヘシト今醫師平均ノ方ヲ立テ此民ノ夭折ヲ救ハントセハ今日ノ府縣病院ヲ廢止スルニ若クハナシ其臨床講義ノ如キハ可及的其體ヲ變小限局シ以テ醫學校ニ屬シ而ノ新ニ各郡立病院ヲ立ルニアリ其方法タル各郡ノ協議ニ由リ其廣狹ト人口トニ應ノ以テ毎郡一院或ハ二院ヲ設置シ而ノ敢テ非常高給ノ學醫ヲ要セス主トメ實地熟練ノ醫員ヲ聘シ以テ專ラ其治療ニ任スヘシ而ノ又其費用タル之レヲ協議費ヨリ支出ノ之レヲ地方稅ニ免セん即チ其額タル從來ニ變スル「ナクシテ之レヲ施行スルニ至ラハ其便也其益也實ニ不偉ニノ普及ノ功多カラシ此ヲ措テ愚未タ良策アルヲ知ラサル也矣

と。この論旨の要點は、

一、府縣立病院は、府縣民の診療機關として此の經費は地方稅を以て支辨するも、之を利用し得る者は病院所在傍近の一部府縣民に限らるゝを以て、之を廢止するの必要あること。

二、府縣立病院設立の地は都會なるも、斯かる殷賑地には開業醫多く存するを以て其の設立の要なきこと。

三、醫師の分布不均衡なるを以て、其の施策として郡立病院を設立すること。

等であるが、就中醫師が一般に殷賑なる都會に聚集するの傾向があり、人口稀薄にして交通不便なる山間僻遠の地に醫師無きを早くも指摘して、此が對策なるべからずとしてゐるが如きは、蓋し卓見といはねばならない。

次は主として傳染病豫防上より施療病院を設立すべしとする主張である。明治十九年、大阪商法會議所は、大阪府地方衛生會に對して「惡疫夷滅の方法」に關する諸問を發したるに對し、同會に於いては審議の結果答申するところあつたが、其の第七項に於いて、貧困患者醫療保護機關としての施療病院又は施藥院を大阪市内各區に設立すべしと爲し、次の如く其の必要を陳述してゐる。⁽⁵⁾

「[七項] 各區に施療病院若くは施藥院を設置して廣く貧民の病痛を療する事

〔説明〕 歐米各國の市府一として施療病院の設けあらざるはなし而して各病院は主として慈善家の捐金より成立する者たり凡人類の苦楚多しと雖疾病より慘なるなし故に人智の開否に拘はらず疾病に罹るものは齊しく他事を忘れて其痛楚の緩解を求めるはなし富者疾病に罹れば良醫を招き藥餌を求め痛楚を緩快し其原患を治癒して安樂に生を送る

も貧者に至りては然らず一朝疾病に罹るも正當の醫治を求むること能はず千痛萬苦其極遂に天壽を保全すること能はざる者あるは其例舉けて云ふへからず我が大坂區民は數年來府會に於て貧民施療費を議決して貧者の病痛を救療するの志を表すと雖其費金の年額僅に一千餘萬圓なるを以て一日數人の患者を療するに足るのみなれば四區の廣き貧者の多き未だ其慈善を貧者一般に及ぼすに足らすして只其名義の痕跡を存するに過ぎざるのみ如斯事實あるも當時は之を論するの必要あるを感せざりし今や虎列刺夷滅法を議するに當りては之を黙々に付するを得ず遂に茲に施療病院若くは施藥院の設置に論及する所以なり凡貧者疾痛に罹る時は或は放置して治療を求めるも當時は之を正當の醫療を加へざるなり尋常の疾患にありては治療を怠るも其害一人に止まれとも傳染毒に至りては然らず最初一の患者ある時早く之を發見し正當の鑑別を爲し適切の所置を行はされば其害延て天下億兆に及ぶの理は已に前陳せしか如し從來の實驗に據れば虎列刺は下等貧窶の人に多しそう之れ固より衛生法の不良なるに由ると雖蓋又本病に罹るも醫を招くこと能はざるより其病の何たるを知らす久しく之を放置し病毒をして恣に蔓延せしむるに因るなるへ其病の傳染毒たるを鑑別して其筋に届出を爲すこと能はされはなり然れども今若し區内適宜の位置を撰ひて少くも四箇の施療病院若くは施藥院を設立し常に貧病者を治療するの道を開くときは昔に速に傳染病を發見し適宜の處置を施し流行の進路を絶つの大利あるのみならず富健者は貧病人を憐むの義務を表し且地方一般の面目を完くするの益あるや必然なり」

以上は官公立病院の目的、使命乃至は其の行ふ醫療の範圍、又は其れが開業醫に與へる影響等から、主として施療病院設立の必要を説く主張であるが、斯かる主張とは別の立場よりする主張も亦なされてゐる。明治二十一年六月三十日、大日本私立衛生會の月次常會が東京橋木挽町の厚生館に於いて開かれたが、其の席上三宅秀は「貧病者救療方」なる

題下に、貧困者救療施策の喫緊なる所以を論じてゐるが如き即ちそれである。『東京醫事新誌』に其の要旨を掲載しあるを以て、これによつて所論をうかゞふに

「本題を述るに當つて先づ貧者より述へんとす抑も貧困は國家經濟上頗る緊急のものにして經濟社會の學者は之を原因を追究し其豫防方を述るは恰も衛生演説と同一なり而して衛生家に於ても亦其貧富を顧みざるへからず何則富人は能く衛生を行ひ病を避くるを得るも貧者に在ては縱令衛生方を知るも之を行ふ能はされはなり若し貧者を指して自業自得となし之を傍観するも終には富者に及ぶか故必す之を救治せざるへからず而して國家に金を出すは労働者にあり労働者は富人に少ふして貧人に多きのみならず社會人民の多數を占むるは貧民なるか故宜しく貧者に於ける衛生を致究し之を保護せざるへからず其貧者の多き所以及ひ之を救治する方法は經濟學者に委ね余は是より貧病者の救治を論述せんとす堵て貧者に二あり一は救ひ得べき者一は救ひ得べからざる者にして其救ひ得べきは健康にして労働に堪へながら資本なく今日を汲々する者を云ひ救ひ得べからざるは貧にして病床に呻吟する者を云ふ歐洲にては貧病者の救療法は貧民救濟方の一に屬し富者之か金を出すことせり醫師は一の義務として救療すべきものなれども用藥食物まで爲す能はず故に非脅者か金を出し醫の救療するを通常の法とす畢竟少しにても資産あるものは互に出し合ひ以て救濟するを最も好策とする所なり實に如斯くして數萬の貧病者を健康者に復さしむるは労働者を増殖即ち金を出す者を増すものにして國家を富ますの基なり國富めは富者も益々富むことを得へし而して貧病者を救療するは其費用僅少にち健民は養育院に於てし病民は貧病院或は貧民院に於てす英佛にては貧病院を主とし獨逸は養育院を主とせしか現今に至りては右孰れの國も兩者共に同一に扱ふに至れり又貧者を別ち尋常貧と極貧（住家なきもの）とに別ち極貧は無論貧病院へ入ることなし尋常貧には施藥或は無料往診等の方を設く堵て又救貧事業の最も困難なるば之れか費用

負擔者の一ことに於て義捐金に據る所あれとも個は多數を救ふ能はざるか故各國概ね救貧税を徵收し以て之に供ふることになれり而して貧者を救ふには食物、衣服、住屋等は成るべく手を省き決して飾るに及ばず唯一人にて多く救ふを良とす云々とて夫れより英佛獨等に於ける救療法の來歴組織事務等を委しく述へられ吾國にても往古より救濟の方ありと雖も完全したるものなく當今に至ても尙幼稚に屬す故に地方制度にて貧民救療のことを設け其方の完きを得て醫は勿論富者は一致協同して相共に力を貧民救療に盡し幾萬の病者を救ひ以て各々其業に就かしむへし蓋し此事たる國家を富強ならしむるものにして之が實行を見んことを希望するなり云々」

と報道されて居る。即ち國家の労働力、ひいては國家財政の資源は労働者にあるが、その労働者は貧困階級に多きが故、國家の労働力を保全し、其の財的資源を確保する爲めには、從來の如く貧困患者を自業自得なりと全く個人的原因に歸して之を放任するが如きことなく、之を保護救濟すべきものとしたのである。従つて貧困患者を救療するは、軽て彼等を健康なる労働者として労働に復歸せしむることとなつて、國家の富を大にし更には富人の利益をも増大せしむるに至るべき所以なれば、之を救療するの策を講ずべきであつて、此の方法としては、地方制度に於いて貧困患者救療の法を設け、一般醫師は勿論、富者も共に一致協力してそのことに當るべし、と云ふにあつた。その説くところ、從來富者又は國家の與へる恩恵としてのみ貧困患者を救療保護せんとする慈惠的醫療保護施策に一步を進めた見解を表はしたものと云ふことが出来る。

素よりかかる見解は、彼が此より變明治十八年、醫學教育調査の命を受けて歐洲に派遣された際、彼の地に於ける救療制度の實際を見聞した結果爲されたものであるが、此の時代に於ける救療觀の一傾向を示すに足るものである。

尚ほ彼は醫學教育の調査を了へて二十年歸朝するや、我が國醫學教育の改善を要するもの甚だ多きを察し、「醫科大學改善案」なるものを提出し、其の中に於いて醫育醫療機關としての大學生附屬醫院を純然たる施療病院となすの必要あるべきものなることを左の如く述べてゐる。

「○上大學の課程を履む所の學生には獨り治療の技術を鍛錬せしむるのみならず醫學の進歩を計るに必要な理化學動植物學は勿論解剖學、生理學、病理學等の諸學科を理論上に且つ實地上に鍛錬せしむるを要す此に於てか病院及諸専門の學科に各自の教室實驗室を要し許多の標本を蓄藏せざる可らず、苟も大學にして此準備を缺くときは清田の農夫にして耕耘の勞を怠り徒らに豐饒なる收穫を希望すると同一般なり、然れども醫學に於ては他の學科と異にして實習に借用する物件に金圓を以て直に購得し能はざるものあり、例之へば屍體病者の如き是なり、蓋し解剖の實習と臨床實驗とは醫生必修の課業にして此二技を傳習すること不完全なる校舎は實に醫學教育の價値なきものと謂ふべし

從來本邦の慣例にて解剖を學修するには官に刑屍を乞ふて之を供用せしが刑律は漸次改正せられて死體を得るの途頓に減少し、又獄則の改正に由りて囚徒の死體は假埋葬に歸するもの頗る多く歐洲の如き教育所の死體を醫學校に輸すの規定無きが故に屍體の數日に月に減少し實に授業の通路塞するに至りたれども別に之を救ふの術なし唯病院に多數の貧困者を入れ生前に其病の病理治術を攻究し不幸にして死に就くときは局所の解剖を行ひ生前の病氣を推究し生前の志願あれば全體解剖を爲すの一途あるのみ然りと雖も病院の施療は有限の經費を以て無數の貧困病者を救療し難きこと更に明解を須るざる所なり故に止むを得ず病院に於ては教導の旁ら私費患者を治療し其利得金を以て復貧困者施療の資に宛てざるを得ず。

今此方法に依りて貧病者一名を救療するに足るの資金を得るには必ず私費患者三名を入院せしめざる可らず、故に

第二節 醫療保護機關必要論と其の設立運動

施療患者百名を救養するには私費患者三百名を要し總計四百名を容るべき巨大の病院無かるべからず假令此の如き廣大の病院を構へ患者常に滿院するも過半數は私費患者なるを以て臨床實習の用に供し難く且死後の剖觀を肯ぜざるときは之を如何とも爲すを得ず又教育上に必要と認める病症或は痼疾にして入院年を閱するも絶えて治癒の目的なきものといへども尙ほ患者の志願にて入院若くは滯院せんことを希ふときは情として強て新陳代謝を促すを得ず之が爲めに空しく病室を充填するの損あり、之に反して歐洲の病院の如き入院するものは主として貧困者にして教育に用ゆる所は國庫より施療資金を出し市町村にては救貧稅を支出し純然たる貧民施療院を以て醫學校の附屬を爲し可及的私費患者の入院を謝絶し務めて患者の入退を頻繁ならしむこと教育上經濟上に於て最良の方法とす。^(○下)

- 註 (1) 東京醫事新報 第一四號(明一一・三・一〇)一一二頁
 (2) 第二五號(明一一・七・二五)八一一九頁
 (3) 第三七號(明一一・一一・二五)三頁
 (4) 第三二九號(明一五・八・一九)一五一一七頁
 (5) 第四六八號(明二〇・三・一九)三〇一一一頁
 (6) 第五三九號(明二一・七・二八)二六一一七頁
 (7) 金杉英五郎・醫制五十年史(大一四・一、再版)二二九一一三〇頁

二 府縣會等に現はれた救療病院設立運動の展開

此の期間を通じて、斯くの如く各方面より貧困者醫療保護機關設立の主張が爲されてゐるが、此が單なる主張論議たるに止まらず、同時に其れが實現の爲めの活動が又隨時隨所に展開されるに至つてゐる。其の一は、府縣會等に對して府縣設立にかかる病院を純然たる施療機關として存立するに非ざれば之を廢止すべし、とする議が提出され、又此が實現の爲めの運動が展開されてゐることである。之を例へば、明治十二年度東京府會開會に際して、府當局は府會地方稅

議案甲第九號を提出し、東京府病院の規模を擴張して府民一般の治療を掌ると共に貧困患者を施療し、且つは府下の學資に乏しき生徒を指導する爲めに分院を設けんとしたのであつたが、之に對して東京獨立醫共和保權會々員百々俊彦・大野津雲・濱野鼎・江馬春熙・今井忠純・桂川甫眞の六名は、明治十二年三月三十一日、府知事並に府會議員に對し意見書を提出して、東京府病院は純乎たる貧困者の施療機關として存立すべしと、各方面より其の必要を述べてゐる。⁽¹⁾今、『東京醫事新誌』に載せる所に依り、其の意見書の概略を掲ぐるに左の如くである。

「謹シテ府會地方稅議案甲號第九號ノ説明書ヲ案スルニ東京府病院ハ今尙一層ノ規模ヲ大ニシテ廣ク府民ノ疾病ヲ治療シ篤疾危症ノ貧人ハ之ヲ施療シ府下學年ニ乏キノ生徒ヲ教導シ且分院ヲ設ケテ遠區ノ人民ヲ治療シ衛生ノ事項流行病ノ預防法等ニ至ル迄一ニ之ヲ府病院ノ一手ニ盡シ玉ハントノ趣旨ナリ今吾輩府下ニ醫術ヲ開業シテ患者ヲ療セントスルヤ府病院ニ於テ廣ク府民ノ疾病ヲ治療シ玉フモトナス時ハ吾輩縱令一患者ヲ得テ之ヲ療スルモ其患者ヲシテ府病院ノ治療ヲ受ケシメザル時ハ大ニ其趣旨ニ抵觸セントスルヲ恐ル、所ナリ然レバ内務卿ヨリ醫術ノ開業免狀ヲ下賜セラレシ時ハ亦廣ク人民ノ疾病ヲ治療スルモ固ヨリ敢テ不可ナカルベシ而シテ今果シテ府病院ノ御旨趣ニ抵觸スル時ハ吾儕今日如何ノ方向ニ歸スベキヤ竊ニ疑惑ノ冰釋シ得サル所ナリ
 右ノ次第ハ固ヨリ唯吾儕ノ方向ニノミ關係スル所ニシテ喋々之ヲ辯スル時ハ亦自ラ私論ニ涉ルノ恐レアルヲ以テ唯之ヲ府會ノ諸君ニ委ネ其是非ノ論決ヲ仰クベキ所ナレバ特リ地方稅ヲ以テ府病院ノ規模盛大ヲ支辨スルガ如キハ大ニ建言ヲ要セントスル所ナリ抑モ該府病院ニ地方稅ヲ課スルヤ殆ント巨萬ノ金額ヲ要スル所ナリ夫レ大學醫學校ニ生徒ヲ教育シ醫視病院ニ巡查ヲ療シ並ニ斷訟醫事ヲ主宰シ又海陸軍病院ノ兵卒ノミ療シ文部大學醫學病院ノ專ラ貧患者ヲ取テ「キリニーキ」ニスベキ者ヲ施療スルトハ大ニ其設立ノ趣旨ヲ異ニス乃チ此府病院ハ府民ノ疾病ヲ治療スルノ場所ニシテ之ヲ維持セントスルニハ固ヨリ之ヲ地方稅ニ課セザルヲ得ズ而シテ今其規模ノ盛大ヲ欲スル時ハ愈々其地方稅

ヲ増加スベキヤ固ヨリ已ムラ得ザルニ出ヅル所ナリ但シ其規模ヲ大ニスルト其之ヲ要セザルトニ於テ實際果テ其疾病ノ治療上ニ益殊ノ相違損益モナカルベシ然ル時ハ其規模ヲ略スルヤ却テ地方稅ヲ省減スルノ一ニシテ其成果ノ同一様ニ出ル「モアラン今府下ノ開業醫ハ盡ク學術不熟ノ人ノミニシテ果シテ之ニ府民ノ疾病ヲ委任スル時ハ患者ハ盡ク治スベキノ病ヲ治セズ死スベカラサルノ症ニ死スルヲ以テ必スヤ爰ニ府病院ヲ設立シ以テ府民ノ疾病ヲ療スルモノト云ハシカ今府病院在勤ノ醫員ハ固ヨリ學術名望アル在東京人ノミ例之ハ今此病院ヲ閉シテ其醫員ヲ各區ニ開業セシメ以テ府民ヲ治療セシムルト此醫員ヲ一病院ニ集メ必ス病院ノ名稱ヲ負ハシメサル凡患者ハ必ス跡ヲ追ヒ情ヲ慕ヒ陸續其治ヲ受クルヤ吾輩ノ素ヨリ信スル所ナリ況シヤ當時ニ至テハ學術並備ノ醫輩陸續府下ノ各區ニ開業スル者アルニ於テオヤ抑下民ノ情態ヲ察スルニ苟モ官ノ一字アルトキハ病院ニ其治療ヲ受クルモ自ラ悚然恐懼シテ言ハント欲スルヲ言ハズ問ハント欲スルヲ問ハズ唯タ之レ隨フノ意ナキニ非サルナリ而シテ其在院ノ醫員モ事務ノ多端ニ由テ或ハ衆多ノ患者ニ接シ大ニ其精神ヲ費耗シテ唯其疾病ニノミ注思スル「能ハザル所モアランカ夫レ政府ノ事タルヤ人民ノ爲シ得ザル所ノ者ハ之ヲ施行シ其人民ノ爲シ得ベキ者ハ乃チ之ヲ保護シ以テ國家ノ便宜ヲ要シ玉フ所以ハ固ヨリ論ヲ俟タズ夫ノ「コレラ」ノ流行ヲ預防スル等ノ類ハ實ニ人民一個ノ力ニ及バザル所ニシテ必ズ官力ヲ以テスルニ非ザレバ又爰ニ達シ得ザル所ナレ凡尋常ノ疾病ヲ治療スルガ如キハ各醫ヲ以テ之ニ從事セシムモ又爲シ得ベキノ「ナリ」

又説明書中ニ篤疾危患ノ貧人ハ之ヲ施療スルトアリ蓋シ府病院ニ於テ貧人ヲ施療シ玉フハ唯其危症篤疾ノ者ノミニ局レルカ夫レ疾病ニハ篤疾危症ニ非ザルモ輕久ノ頑症ニシテ長ク全治ニ至ラザル者多シ個般ノ貧患者ニ於テハ其説明書ニ依ルニ或ハ其施治ナキモノ、如シ今ヤ此府病院ニ屬シテ區醫ノ設ケアリ抑モ區醫ノ職タルヤ府内ノ貧民ヲ施療センカ爲メニ設クル所ニシテ今府病院ニ在テハ篤疾危症ノ貧民ノミテ施療スル者トナス時ハ乃チ輕久頑固ノ貧患者ニシテ

其危篤ノ症ニ非ザル者ハ區醫ニ由テ之ヲ施療セシムル御趣旨ナラン但シ爰ニ貧病者アル時ハ必ス其區役所ヨリ施療券ヲ受ケテ其施治ヲ蒙ルノ法ナレモ蓋シ施療券ヲ受クルハ既ニ貧民ノ面目ヲ公ニスルノ姿ニシテ實二人情ノ言フニ忍ビザル所ナリ故ニ區醫ノ設ケアレモ其施治ヲ乞ハントスル者ハ一ハ區役所ニ入テ施療券ヲ受クルニ其手續ヲ知ラザルト一ハ低首屈腰自ラ其威權ヲ恐ル、ヲ嫌フト一ハ自ラ貧民ノ面目ヲ呈ハスト欲セザルトニ於テ可成的其施治ヲ喜バズ故ニ或ハ他醫ノ治療ヲ受クル時ハ其不治或ハ全癒ヲ論セズ其醫家ニ來往セズ偶其醫ニ逢フモ其面會ヲ嫌フノ不義者ナキニ非ズ蓋シ其醫ノ治療ヲ受ケテ爾來之ヲ避ケルニ至ルモ全ク其義ヲ忘ル、ニ非ズ唯貧者ノ已ムラ得ザルヨリ然ルモノ多シ而シテ醫モ亦實ニ其貧婆ノ景況ヲ察スル片ハ初メハ施治ノ約束ニ非サレモ自ラ惻隱ノ情ヲ生ジテ遂ニ施治スルニ至ラザルヲ得ザル「アリ略○中之ニ依テ考フレバ別ニ地方稅ヲ以テ區醫ノ設ケアルモ其實際ノ用ニ至テハ未ダ大ニ其益アル者ト看做シ能ハザルナリ略○中又夫ノ區醫ノ議分ノ如キモ死體檢按ハ固ヨリ警視ノ關ル所ナルヲ以テ之ヲ警視ノ醫員ニ讓リ他ハ一般ノ醫員ニ委任ノ敢テ各區ノ一名ニ之ヲ局ラズ區役所ノ施療券ヲ廢ノ直チニ患者ノ企望スル醫員ニ施療セシムル等ノ法ヲ設ル片ハ患者ハ其望ム所ニ隨ツテ自由ニ其治療ヲ受クルヲ得ベシ而ノ政府ハ流行病預防法等ノ凡テ衛生ニ關スル大事項ノミヲ總理シ其省減ヲ得ベキノ地方稅ハ唯流行病ノ預防法等ニ具ヘテ之ヲ積金トナシ或ハ東京府病院ヲ存スル片ハ願クバ之ヲ貧病院トナシテ貧患者ノミテ施療スルノ用ニ供シ或ハ之ヲ以テ各區施療ノ方法ヲ設クル等ニ供スベシ曾テ聞ク東京府病院ノ府稅ヲ以テ初メテ設立トナルヤ唯府下ノ貧病者ヲ救療スルノ御趣旨ナリト略」

其の結果、三月九日の東京府會に第九號議案が上提されるや、動議が提出され、忽ち大議論となり、遂に東京府病院は本分局とも貧困者の施療病院として、十二年度より一般外來患者を廢すべしとの旨趣を建白するに決したのである。⁽³⁾

斯くて其の後十三年七月より東京府病院は一般患者の診療を廢止し、貧困患者のみを施療する純然たる醫療保護機關と

なるに至つてゐる(各説)。

又大阪に於いては、明治二十年、其の設立にかかる大阪府立病院を廢して貧困者の施療のみを行ふ施療病院を設置すべしとする論が、當時の大坂醫界の重鎮諸方准準を始めとし、堀内利國、高橋正純等の醫界諸々の人々から主張されるに至つてゐる。其の趣旨は、府立病院創設の當時は醫療機關不備の時代であつたが故に、一般庶民の醫療機關としての存在理由もあつたが、今日の如く都下各所に私立病院があり、而も開業醫次第に多きを加へるに至つては、最早や一般醫療機關として存立の必要を認めない。唯緊急を要するものは、此等の醫療機關を利用し得ざる貧困下層民の醫療を擔當する施療病院のみなるを以て、府立病院を廢止し、之を貧困者施療病院として存置すべしと云ふにあつて、泰西諸國に於ける公立病院は、貧困者施療を目的として設置されたものなることを説き、又大阪府下貧困患者の受療の困難と痛苦を述べて其の必要を強調してゐる。此の主張、運動に關して、明治二十年十月二十五日發行の『醫事新聞』⁽⁴⁾は

「現時の大坂府立病院を廢し更に貧民病院を設置すべしとのことにて府下にて有名なる醫師諸方准準堀内利國高橋正純其他の諸氏等當時専ら以て盡力中の由にて其の理由の存する所は明治五年八月文部省所轄病院の廢止たる際大坂病院も共に廢せられたるに府下有志者深く之れを憂ひ各自相應の金額を以て今の大坂病院を創立したるものなり其後醫術に進み今に在ては府下各所に私立病院の設あり又醫學士の開業するものもありて形勢一變して已に府下に府立病院を置くの必要なき時期に際したるが故に之を廢止し更に一つの貧病院を設立すべしと云ふにあり開業醫の同意賛成を表するもの多しと云ふ然れども中に反對の説を主張するものありと聞く」と逸早く報じてゐる。

斯くして、此の主張を貫徹せんとして同志一十四名連署を以て大阪府に上申したるも、府は府立醫學校を維持經營するの必要上之を廢止し難し、との理由を以て之を却下したのであつた。依つて更に開業醫師三百五十四名並に局外有志

者三十餘名相謀り施療病院を設立せんとして、其の費用を發議者に於いて負擔することとし、施療病院設立許可の出願をするに至つたのである。然し乍ら、是れ又府當局の容るるところとならず、審議に及び難しとの口達を以て却下されたのである。右の如くして、公立病院を廢して施療病院となすべしとする運動も、新たに施療病院を有志者に於いて設立せんとする計畫も共に畫餅に歸したのであるが、施療病院設立に關する主張、理由及び府當局等の經緯とに關しては、當時有志者が世間に公表した一文に依つて、其の全般を知ることが出來たから、左に掲げて参考に供しよう。⁽⁵⁾

「歐米各國に於て都府の大小に應し公立病院の設けある者は皆盡く其地貧民の病患を救療するの旨趣にあらざるはなし東京に在ても其府立病院は明治十三年の頃同府下開業醫の建白と同病院長谷川氏の英斷とに由て之を廢し後遂に慈惠病院となりて専ら貧民を救療するに至る其他各縣に於ても此旨趣に悖れる公立病院は醫術の進歩に従ひ漸次之を廢止せらるゝや必せり而して日本第二の都會たる大坂にして從前の病院を依然今日に存在せしめ未だ以て貧病院に變改せざるは醫門の一大缺點にして詢に衆庶の不幸と謂ふへし夫れ大坂府立病院は原來公立にして明治六年二月第四十六號布達大坂病院規則第一條に述ぶるか如く大坂府部内人民の最奇特なる有志輩の力を合せ創立する者にして専ら大坂府内人民の病難を救ふために篤志の寄附金及び開業醫の補助金等を以て設立維持し來り全く府下の窮民を救療するは本來の性質と現今の勢状とに由て固より輿論の許す所なり顧ふに方今府下各所に私病院の設けあり開業醫は漸次學術に鍊熟し加之諸多の醫學士及び軍醫等も競て市中に業を開き四方の依頼に應するを以て中等以上の人民に於ては固より診療を受くるに充分せりと雖とも特リ下等人民殊に日雇労役を以て生活せる貧困者及び鳏寡孤獨の徒に至ては一日病に罹り業を止むるも忽ち糊口に苦む者幾萬人なるを知らず況んや能く醫療を乞ふの資あるを得んや僅に命を賣藥に托し甚しきは毫も藥品を加えずして非命に斃るゝ者其數寡しとせず又他府縣下より來て商家に傭仕し或は他人の家に寄留して出稼を爲す者の如きは決して十分の資金を有する者にあらざれば一旦病に罹るときは久しく醫療に就くこ

と能はすして空しく郷里に歸らざるを得ず此の如き者亦甚だ憤然ならずや余輩は之を憂ふること久しうには同志廿四名の連署を以て當府立病院を廢し貧病院となさんことを大坂府知事に上申せしに數日を経て總代を府廳に召喚せられ貧病院の設置は固より美事なれども當府立病院は府立醫學校を維持するの具に保存す可き旨口達ありて其上申書を却下せられたるか故に更に之を同業一般に議り即ち同盟者三百五十四名并に局外賛成者卅餘名の連署を以て改めて請願書を作り且つ貧病院の費用も一切之を發議者に於て負擔することなし其豫算表を副へて府知事に出願せしも終に詮議に及び難きの口達を以て再び右の願書を却下せられたり固より大坂醫學校は余輩の干渉する所にあらされとも原來該校たる大坂病院内に設けし教授局なりしに明治十二年の頃新たに校舎を建築して分離せる者は亦自ら府立學校たること勿論なり今や文部省學制改革に就ては我大坂府に於ても固より既に府立醫學校を設くるを得ざれば畢竟現在の醫學校も其性質私立學校となり時に文部省の監督を受くるに止まる者なり而して其學校を維持する爲めに府立病院を應用するは事の穩當を得たる者なりや否余輩の知る所にあらずと雖とも其病院を以て醫學校を維持するには必ず病者より許多の金額を徴収せざるを得ず然るときは一般他の商業と同しくして大坂府立病院は特に利益を得るが爲めに設置する者となざる可からず之れ海外各國の例に反する固より又豈最初此病院を創立したる府下有志輩の本意に協ふ者ならんや且夫れ今日府立病院を其儘存在せしむるには毎年當局者の爲めに巨額大約一萬五千七百五十圓許りの金額を要するのみならず其一般開業醫の營業に影響を及ぼす亦た少小ならず之を要するに大坂府立病院は大坂府民救恤の爲にあらずして他人を利するの具となるの惧れあり苟も公平無私な者按を下せば今日大坂府民に於て必要とせる醫學校を置き他府縣の生徒を教育するか爲め此病院を保存すると府下窮民の病難を救恤するか爲め之を貧病院に變更するとは孰れか當れるや又之を以て最初此病院を創立したる有志輩の本意に適する者と爲す可きや是れ余輩の聞かんと欲する所なり此請願に就ては局の内外を問はず至る所賛成者あらざるはなく以て輿論の向ふ所を知るへしと雖とも

大坂府知事の許可を得ざる以上は余輩之を如何ともする能はず又官に向て飽まで之を抗論するか如きは余輩の欲せざる所なれば暫く此請願を中止して其時機の至るを待たんのみ」

此の一文は、十二月一日の『時事新報』を始めとし、『東京醫事新誌』第五〇七號、『醫事新聞』第一四九號等にも發表されてゐる。又此の頃、兵庫縣に於いても縣立神戸病院廢止論が行はれてゐる。即ち明治二十年十一月二十一日、明道教會に開かれた神戸開業醫會第二次會に於いて、縣立神戸病院を廢止して貧民病院と爲すべしとするの議案が提出され、議論二派に分れ、甲論乙駁混亂に陥つたが、遂に貧民病院説が勝を占むるに至り、春日朴・白井剛策・杉田雄・横川震八郎・田村喜進・高須綠郎・石濱喜久藏・井關幽・田村八郎の諸氏を起草委員に擧げ、建議書を縣知事に提出することに決議して運動を展開してゐる。

又東京醫會は、明治二十二年、豫て各支部に對して官費或は慈善義捐金を以て府下に設立したる病院に於いて、入院料を取り藥劑を鬻ぐ事の廢止を請求すべきの件に關して諮詢するところあり、之に對して各支部は、施療病院とすべきを回答してゐるが、此のことにつけても、公立病院を廢止して施療病院を設立せんとするのが一般の傾向であつたといふことが出来る。東京醫會の此の諮詢は、其の後其の善後措置に就いて種々凝議し、更に同年九月三十日、府廳議事堂に臨時會を開催した結果、来る二十二年の市町村制實施に伴ひ、經濟、區域等に變更あるべきにつき市町村制實施後まで、施療病院設立の方法等に關する具體的計畫は之を延期することに決定したのであるが、其の時の議案を参考までに掲げるに左の如くである。

「第九號議案

斐ニ各支部ニ付シタル諮詢案第二即官費或ハ慈善義捐金ヲ以テ府下ニ設立シタル病院ニ於テ入院料ヲ取り藥劑ヲ鬻クコトノ廢止ヲ請求スヘキノ件ニ對シ施療病院ノ設立ヲ可トスル各支部ノ答案ヲ得タルニ由リ其要旨ヲ常議員及各支部

第二節 醫療保護機關必要論と其の設立運動

ニ報道シ尙未常議員會ニ於テ該病院ノ設立ニ着手スヘキヤ否ヲ諸問セシニ其方法順序等ハ更ニ他日ノ商議ヲ要スレ凡大體ニ於テハ答案ノ多數ニ基キ之ニ着手スヘキ事ニ議定シタル旨ハ已ニ各支部ヘモ報道セシカ如ク更ニ總會ノ議決ヲ得テ之カ方法順序等ヲ定ムルヘキ筈ノ處兩來市制町村制ノ公布アリ來二十二年四月ヨリ之ヲ實施セラルニ於テハ我ガ東京府下ヲ始メ地方事業ノ區域及經濟上ニ必ス變動ヲ生スル所アルヘク又公衆ノ權利義務于其發動ニ從フヘキコト勿論ナレハ凡ソ一地方ノ共同事業ハ其有志ノ計畫ニ出ツルト否トヲ問バス總テ今日ト其趣旨方法ヲ同クスルヲ得サルコト有ルヘシ然レハ今施療病院ノ設計ニ於ケルカ如キモ市制町村制實施ノ後ニ非サレハ輕卒ニ其方法順序等ヲ考案シ難キノ情狀アリ故ニ一時之レカ着手ヲ猶餘シ尙ホ他日ノ時機ヲ俟ツヘキヤ否

議決

市制實施後マテ之レカ着手ヲ猶豫スヘシ」

- (註) (1) 東京醫事新誌 第五六號(明二二・四・一九)二七一一八頁
 (2) 同 第五九號(明二二・五・一〇)一六一一二三頁
 (3) 同 第五六號(明二二・四・一九)二七一一八頁
 (4) 暫事新聞 第二四五號(明二〇・一〇・二五)一一頁
 (5) 同 第二四九號(明二〇・一二・五)二八一一三一頁
 (6) 同 第二五〇號(明二〇・一二・一五)
 (7) 東京醫事新誌 第五四九號(明二二・一〇・六)二五頁
 (8) 同 二五一一六頁

三 大日本醫會の施療病院設立請願建議運動

官公立病院に於ける一般民の診療を廢止して、之を純然たる施療病院と爲さんとする運動の最も大なるものは、此の

時代の末期なる明治二十六年に於ける大日本醫會のそれであつて

一、官立醫學校附屬病院を施療病院とすること

二、府縣立病院を始め其の他の公立病院を施療病院とすること

此の二つを眞向に窮して、其の活動を開始してゐる。

本會は此の年四月、池田謙齋・伊東方成・岩佐純・長谷川泰・樺村清徳・高本兼寛・高松凌雲・長與專齋・隈川宗悦・松山棟庵・安藤正胤・佐藤進・三宅秀等の發起に依り、全國醫家を糾合して創立されたもので、此の年十一月十三日より十九日まで東京市日本橋區坂本町の同會本部に、その第一次大會を開催したが、此の會議に、各地方部より提出された議案中施療に關するものとしては、先づ東京地方部より次の二案が提出され工ある。⁽²⁾

「一、官立醫學校附屬病院ヲ施療病院ト爲シ醫學教育ノ完全ヲ期セんコトヲ議會ニ請願スル事

理由 官立醫學校附屬諸病院ハ多數ノ施療患者ヲ以テ醫學教育ノ便ヲ謀ルモノナレバ從來ノ自費患者ヲ廢シ國庫ヨリ十分ノ費用ヲ支出シテ其教育ノ完全ヲ期スベシ

又兵庫縣地方部よりは
 「一、公立病院ヲ施療病院ト爲ス事」
 の議案が提出されており、更に又東京、千葉及び兵庫三地方部共同により
 (4)
 第二節 醫療保護機關必要論と其の設立運動

「官公立病院ヲ施療病院ト爲シ醫學教育ノ完全ヲ期セシコトヲ議會ニ請願スルコト」が提出されてゐる。而して本大會に於いては各種の提出議案について審議を盡した結果、大會決議として當時の社會、殊に醫界に於いて最も問題であつた以下に掲ぐる所ある五件に關し、夫々決議を爲し、之を或は議會に請願し、或は當該大臣に建議するあり、或は貴衆兩院に提出するあつて、決議事項の貫徹に異常の活動を開始したのであつたが、大會決議は左の通りである。⁽⁵⁾

「第一決議

官立醫學校附屬病院ヲ施療病院ト爲シ醫學教育ノ完全ナラン事ヲ帝國議會ニ請願シ且當局大臣ニ建議スル事

第一決議

府縣立病院及其他ノ公立病院ヲ施療病院ト爲スノ制ヲ設ケラレシコトヲ當局大臣ニ建議シ且帝國議會ニ請願スル事

第三決議

皇漢醫繼續ヲ否トスル事

第四決議

醫藥分業ハ法律ヲ以テ規定スベカラザル事

第五決議

現役軍醫ハ私宅ニ開業シ若クハ私立病院ノ業務ニ從事スベカラザルベキ事」

此の五決議は、皆何れも直接間接に貧困者の施療に關係するところあるものであるが、就中最も大なる關係を有し、而も其の影響するところ甚大なるは、第一、第二決議であることは云ふまでもないことである。此の第一決議たる「官立醫學校附屬病院ヲ施療病院ト爲シ醫學教育ノ完全ナラン事ヲ帝國議會ニ請願シ且當局大臣ニ建議スル事」に關しては、

建議書を文部大臣に、請願書を帝國議會に提出し、更に其の寫及び意見書を貴衆兩院議員に配布して、其の實現を圖るべき努むるところがあつたのである。

文部大臣に提出した建議書並に議會に提出した請願書は、ともに第四章第二節第一項に述べるところある明治二十七年に於ける本醫會の施療病院設立請願運動の際提出したものと略々同様であるから、之を茲に掲ぐることを省略することとする。

又貴衆兩院各議員に對する意見書は、同會々員一千二百八十五名を代表して原田貞吉外六十一名が連署の上提出したものであつて、其の全文は左の如くである。⁽⁶⁾

「惟ルニ醫學ハ特リ一箇人ノ疾病ヲ治療スルノ區域ニ止ラズ開明ノ進運ト俱ニ國家政務ノ一大要素ト成リ凡ソ行政司法ノ諸務ニ於テ醫學ノ幫助ヲ要スル「日ニ益々其多キヲ見ルニ至ル夫レ醫學教育ノ事タル精密ノ學理ニ參スルニ巧妙ノ實驗ヲ以テシ切磋琢磨ノ功ヲ積テ後ニ始メテ其業ヲ大成スルモノナリトス療病ノ目的ニ至リテハ尤モ實驗ノ研修ヲ主トスルニ付キ此實驗ヲ第一ニ措キ專ラ學理ノミヲ主トスル事アラバ其弊ヤ遂ニ醫學ヲシテ空文ノ境ニ陥ラシム可キナリ是レ醫學校ニ於テ必ラズヤ附屬病院ヲ設置シテ此實驗研修ノ需ニ供スル所以ナリ

醫學教育ノ要領ハ其諸科ノ學理學術上ニ學ビ得タルノ技能ヲ持テ直ニ人身ニ試驗シ得ベキニ非ズ漸次許多ノ研修ニ實驗ヲ習ヒ得テ以テ學理運用ノ妙ヲ講ゼザル可カラズ其方法固ヨリ一ナラズト雖ドモ此學習ニ關シテ最モ緊要ノ重キヲ置クモノハ即チ患者及ビ其屍體ナリトス抑モ療病ノ事タル親ク患者ニ接シテ病症ノ性狀ヲ察シ經過ヲ驗シ以テ其療法ヲ考案シ若シ夫レ病原ノ不明ナル變化ノ意外ナルニ會ヘバ其死後ニ於テ屍體ヲ剖檢シテ其因ヲ搾リ其變ヲ究メ以テ其伏在ノ爻微ヲ闡明シテ觀察推考ノ當否ヲ粉シ實觀心悟ノ域ニ達セザル可カラズ而シテ是等ノ事タル附屬病院アリテ平常多數ノ患者ヲ容ル、ニ非ザレバ此目的ヲ達スル「能ハザルナリ

然ルニ此多數ノ患者ヲ何處ヨリ得ルカト問ハシニ貧困無告ノ窮民ニシテ疾病ニ罹ルモノ即チ是ナリトス彼ノ窮民ノ病苦ニ陥ルヤ其原由ノ如何ヲ問ハズ苟モ社會ニ生息スル同種ノ人類ナリト知ラバ安ゾ其病ニ倒ル、テ傍観スルニ忍ビヤ故ニ國家ノ務ハ其輩ヲ收養シテ醫藥ヲ得セシムルニ在ル「蓋シ其分ナリ是ニ於テカ國家ハ或ハ官立ニ或ハ公立ニ其施療病院ヲ設立シテ斯ノ憫ム可キ窮民ノ治療ヲ得ルニ充ルナリ而シテ斯ノ施療病院ノ爲メニハ別ニ醫師薬剤師ヲ置キテ特立セシムルニ及バズ直チニ之ヲ學ゲテ醫學校ニ附托シテ其附屬病院タラシメ彼施療ト此實驗ノ研修トヲ同時ニ得セシメ以テ一舉兩得ノ結果ヲ見ル「開明諸國皆然ラザルハ莫シ

顧ルニ我邦現時各種ノ官立醫學校ニ於テモ亦其附屬病院ナキニ非ズト雖凡如何センヤ其組織未ダ宜シキヲ得ザルガ爲メニ純然タル施療病院ノ實ナクシテ其入院患者ハ療費ヲ支辨スルノ徒ヲ以テ多シトナシ施療ヲ受ル者ハ僅々タル少數ニ過ギズ是レ經費ノ足ラザルガ故ニ出ヅルト雖凡其成績ニ徵スレバ附屬病院ハ其些少ノ利益ヲ中等已上ノ自費入院患者ニ與フルニ止マリテ一方ニ於テハ廣ク無告ノ窮民ニ醫藥ヲ得セシムルノ功德モナク又一方ニ於テハ醫學教育ノ細大目的ニ裨益ヲナス「妙シトス是豈附屬病院ニ望ム所ナランヤ

今夫レ我邦ニ於テ養成スル所ノ醫生ハ決ノ其器ニ乏シトセズ現時醫學上ノ理論學科ノ我邦ニ於テ發達ノ玄微ニ涉ルヤ往々開明諸外國ノ醫生ヲシテ後ニ瞠若タラシムル者アリ然リ、而シテ其得業スルニ及ビテヤ必ズヤ歐洲諸外國ニ赴キテ留學スルニアラザレバ完全ノ醫師タル「能ハザルノ狀アルハ何ゾヤ抑モ其外國ニ於テ得ル所ハ何ゾヤ他ナシ實驗研修ノ一事ハ我邦ニ於テ未ダ十分ナラザルガ故ニ之ヲ習得センガ爲ナルノミ茲ニ自費患者ヲ容ル、ノ通常病院ト專ラ窮民ヲ容レテ研修ニ充ツル施療病院トヲ以テ之ヲ考察スヘシ其間自ラ主客ノ目的ヲ異ニスルヲ以テ通常病院ハ到底研修ノ場ニアラザレバ醫學校附屬病院トスルニ足ラザルナリ其患者ノ病狀經過ノ視察モ去就ノ自由ハ彼ニ在リテ我ニアラザルヲ以テ始終ノ實驗ヲ全クスル「能ハズ加之ナラズ屍體剖檢ノ如キ最モ研修ニ必要ナリトスル所ハ最モ患者若クハ其

遺族ノ肯諾セザル所ニシテ實驗ノ憾ヲ殘スコト常觀タリ然ルニ施療病院ニ至リテハ情狀全ク之ニ同ジカラザルヲ以テ研修ニ不便ヲ告グル所ナク善ク其目的ヲ遂グルニ付キ我邦ノ醫學校ニ於テ三年ノ星霜ヲ要スルフ實驗モ彼ニ於テハ三四月ニシテ之ヲ習得スルノ便ヲ備ヘリ而シテ斯ノ如キ逕庭ヲ醫學教育ノ上ニ見ルハ其因ヲ推究スレバ畢竟附屬病院ノ當否ニ依テ別ル、而已願ハクハ 貴院此ノ重要ナル趣旨ヲ明知シテ議題ニ上ラシメ速ニ幾許ノ經費ヲ國庫ヨリ支出シ以テ帝國醫科大學附屬病院及府縣立病院ヲシテ純然タル施療病院タルノ本分ヲ得セシメ以テ國家ノ爲ニ人民ノ爲ニ我邦醫學教育ノ發達ヲ完全ナラシメヨ本會ノ意見ハ正ニ是ノ如シ依テ此意見ヲ呈ス

明治廿六年十二月二十日

大日本醫會員

貳千二百八十五名代表總代

東京市原田貞吉

外六十一名

(氏名略)

次に第二決議たる「府縣立病院及其他ノ公立病院ヲ施療病院ト爲スノ制ヲ設ケラレンコレヲ當局大臣ニ建議シ且帝國議會ニ請願スル事」に關しては、左記意見書を同じく二十六年十二月二十日附を以て貴衆兩院議長に提出し、又其の寫を各議員に配布したのである。

「謹テ惟ルニ現在ノ府縣立病院及其他ノ公立病院ヲ施療病院ト爲スノ制ヲ設ケラレンコレヲ當局大臣ニ建議シ且帝國議會ニ請願スル事」に關しては、左記意見書を同じく二十六年十二月二十日附を以て貴衆兩院議長に提出し、又其の寫を各議員に配布したのである。

「謹テ惟ルニ現在ノ府縣立病院及其他ノ公立病院ハ徒ニ中等以上ノ少數人民ヲ利益スルニ止マリテ國家ノ救助ヲ要スル無告ノ窮民ニ向ヒテハ毫モ其ノ救濟ノ恩惠ヲ被ラシムル「能ハズ是レ急ニ周クセズシテ却テ富メルニ繼グ實アル者ナリ宜ク其制ヲ變更シテ以テ純然タル施療病院ト爲シ窮民ヲ救濟シテ國民ノ健康ヲ増進セシメ兼テハ又之ニ由テ醫學ノ進歩ヲ益々發達セシムベキナリ

第二節 醫療保護機關必要論と其の設立運動

國家ガ無告ノ窮民ニ對スルヤ其處置方針ノ如何ヲ問ハズ現ニ餓寡孤獨ノ輩ガ疾病痛苦ニ罹リテ死ニ瀕スルニ遇ヘバ決シテ之ヲ坐視傍観スベキニ非ズ必ズヤ救濟シテ醫藥ヲ與ヘザル可カラザルナリ世運ノ進行ニ伴ヒ經濟ノ激變ニ值フ毎ニ窮民時トシテ其數ヲ増加スルハ勢ノ免レザル所タルニ是等ノ窮民ヲ施療シテ國家ノ安寧福祉ヲ增進セシムルニ必要ナル純然タル施療病院ハ今將タ我國ニ於テ安クニ在ル乎偶々施療ノ備アルモ未ダ其需ニ應ズルニ足ラズシテ以テ純然タル施療病院ヲ認ムベキ名實ヲ兼備セザル者ナルノミ

此ニ既往ヲ顧ルニ我國醫學ノ未ダ幼稚ナルノ初ニ當リテヤ醫海ノ人材其人ニ乏シク治療未ダ其法ヲ得ズ研修未ダ其則ヲ得ズ醫學殆ンド混沌ノ間ニ在ル狀タリシニ由リ患者ノ爲ニ適當ナル病院ヲ設立スルノ必要ヲ感ジ各地其宜キニ從ツテ病院ヲ設立シタリ現在ノ府縣立病院及其他ノ公立病院ハ皆當時此必要ノ爲ニ設立セラシタル者ナリキ然ルニ爾來我國ノ醫學ハ驚クベキ長足ノ進歩ヲ爲シ今日ニ於テハ醫海頻ニ濟々タル多士ノ人材ヲ輩出シ或ハ患者ノ家ニ就テ其病患ヲ治療シ或ハ完備ナル私立病院ヲ建設シテ以テ其需ニ應シ敢テ遺ス所ナキヲ以テ中等已上ノ資産アル患者ハ其受療ニ於テ更ニ其缺クルヲ告ク所ナシ是ニ於テ乎往時ニ在リテハ必要ヲ感ジタル府縣立及公立諸病院モ今日ニ在リテハ復更ニ其必要ヲ感セザルニ至レリ而シテ此等ノ諸病院ハ今日ニ於テモ猶依然往日ノ性質ヲ存シテ其事ニ從フガ故ニ其利益スル所ハ徒ニ中等以上ノ少數人民ニ止マリ富メルニ繼グノ實況アルノミナラズ往々私立病院若クハ開業醫ト其業ヲ争ヒ空シク民間ノ個人營業ニ向テ輸贏ヲ試ムルガ如キ狀況ヲ現ハスニ至レリ然バ即チ此等ノ諸病院ハ其必要既ニ全ク消去ルノ今日ニ留存シテ不必要ノ事業ニ從フ者ト云フベキナリ

然レドモ此等ノ病院ハ其不必要ナル故ヲ以テ盡ク之ヲ廢滅ニ屬セシム可キニアラズ何トナレバ其所謂不必要ハ現在ノ組織性質ニ於テ不必要ノ成跡アルヲ見ルノ謂ニシテ病院其者ハ今日ニ於テ更ニ大ナル必要ヲ感ズル處アリテ以テ其設立ヲ渴望スレバナリ即チ上陳シタル如ク無告ノ窮民ヲ救濟スルガ如ク早ク純然タル會實ニ切望ノ至ニ堪ヘズ恐惶顙首謹白

明治二十六年十一月二十日

大日本醫會々員他千二百八十五名代表總代

東京市 原 田 貞 吉

外六十一名

斯くの如くにして官公立病院及び大學附屬の醫院を純然たる施療病院に更改せしめんと運動を開始したのであつたが、然しかゝる大問題の急速に實現される筈もなかつた。依つて同會は翌一十七年の同會第二次大會に於いても同様の決議を行ひ、所期の目的を達成すべく夫々建議、請願を行つて、一段の運動を展開するに至つてゐるが、其の詳細に就いては之を次章に於いて述べることとする。

- (1) 大日本醫會第一回報告(明二七・二) 一一五頁
- (2) 同 二六頁
- (3) 同 三二頁
- (4) 同 六四頁
- (5) 東京醫事新報 第八二四號(明二七・一・一三) 三七頁

第二節 痘瘡保護機關必要論と其の設立運動

- (6) 大日本醫會第一大會決議處分顛末
四一六頁
(7) 同
- (8) 東京醫事新報 第八二四號(明二七・一・一三) 三八一九頁
(9) 同
三九一四〇頁

四 後藤新平の救療制度に關する識見

(1) 恤教醫官設置の企劃

此の時代に於いて貧困者救療制度、更に廣く衛生行政、社會行政全般に亘つて獨自の識見と抱負とを有して居つた者として、後藤新平の存在は特色あるものであつた。新平が後年我が國醫療保護史上に、將又社會政策的衛生行政史上に印した足跡は蓋し著大であるが、彼が明治十一年十月、若くして愛知縣二等診察醫として愛知縣病院に奉職中、早くも彼獨得の衛生行政觀を有して、時の愛知縣令安場保和に「健康警察醫官ヲ設ク可キノ建言」を提出し⁽¹⁾、次いで同年十二月十日、内務省衛生局長與專齋に對して「愛知縣ニ於テ衛生警察ヲ設ケントスル概略」なるものを呈して、愛知縣に於いて健康警察醫官を設置せんとする企劃の全貌を示してゐるが、其の中に貧困者の救療制度に言及してゐる。

即ち右概略に「現在ハ緊要ニシテ行ヒ得ヘシト信スル者」を「第一期ノ衛生警察的行政」として二十二項を列舉してゐるが、其の第二項に、貧困者救療の爲めの「恤教醫官」なるものの設置について述べてゐることは注目すべきことでありて、左の如く⁽²⁾

「⁽³⁾ 区醫官ヲ各郡ニ置キ、從前ノ醫務取締ノ職務ノ他、恤教醫官ヲ兼メ、貧民ノ施療ヲ行ハシメ、支病院ノ設立ヲ止ニル事」

と、區醫官をして「恤教醫官」を兼務せしめ、當時徒らに争うて設立された府縣立病院や其の分院は、其の費のみ多く

して其の實なきに鑑み、之を廢して恤教醫官兼務の區醫官をして、一般醫務を管掌せしむると同時に貧困者を救療せしめんとしたのである。

新平が、當時各府縣に病院設置の弊あるを指摘して之を廢止すべきものとしたことは、前に一言觸れたかの安場愛知縣令に提出した「健康警察醫官ヲ設ク可キノ建言」の冒頭に於いて「凡ソ人ノ世ニ在ルヤ、衛生の道須臾モ離ル可ラサルナリ。衛生トハ何ゾ。人能ク天命ヲ衛護シ、内外病毒ヲシテ此生ヲ傷害シ得サラシムルヲ謂フ也。然ラバ則、病院建築ノ美惡、請治患者ノ輻輳、院醫醫員及ヒ衛生官吏ノ多數、支病院ノ増殖千百ニ至ルモ、畢竟枝葉ノ瑣事ノミ、嘉頌スルニ足ラザルナリ。各自病毒ヲ未發ニ芟除シ、原因殆ンド枯レ、病洞自體ニ感染シテ醫治ヲ要スルノ虞ナカラシムルニ至リテ、甫メテ衛生ノ學、美ヲ盡クシ、又善ヲ盡クシタリト云フベキナリ。」⁽⁴⁾と、豫防衛生醫學の必要を説き、治療をこととする病院のみを以てしては、衛生本來の目的を達成しがたきを述べてゐることに徴しても看取されるが、其の後愛知縣病院長兼特學校長心得となつた彼が、明治十四年、内容の整はざる醫學校や病院の存立は、寧ろ其の弊害多しとなつて、愛知、三重、岐阜三縣の醫學校の聯合を企圖して奔走したことによつて明かであつて⁽⁵⁾、不完全なる支病院の如きを廢して、之に代わるに「區醫官」や「恤教醫官」の設置に夙に着目したことは卓見といふべく、本「恤教醫官」の設置の如きは、今日に於いても一顧を拂ふ必要があらう。

尙ほ茲に附言すべきは、前記長與衛生局長への提出文書に未來の考定として起すべき「第二期衛生警察行政」の項目中に「幼年兒ノ役使法ヲ設クル事」、「棄兒養育場ヲ設クル事」の二項をかゝげ、此等社會施設の設立に着目し、之を衛生行政中に包含せしめてゐることである。此は後年彼が、衛生行政と救貧行政との統一結合を以てする社會政策的見地に立つ社會衛生行政の樹立を企圖するに至る胚種として、又一種の社會政策の先駆的提唱とも見られるもので、見逃し難いものである。

第二節 療養保護機關必要論とその設立運動